

2020年3月17日
住友生命保険相互会社

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別取扱いについて

この度の新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 橋本 雅博、以下「住友生命」）は、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、住友生命の商品等について以下の取扱いを実施します。また、商品付帯サービス・提携保険会社商品に関する取扱いについて併せてご案内します。

1. 保険料払込猶予期間の延長

保険料をお払込み中のご契約のお客さまからのお申し出により、保険料のお払込みを猶予する期間を最長で2020年9月30日まで延長します。なお、Vitality 利用料についても同様の取扱いとします。

2. 契約者貸付利率の減免

新規にご利用いただく契約者貸付の利率を減免します。

貸付上限	解約返戻金の一定割合以内
適用利率	年0.00%
受付期間	2020年3月16日から2020年5月31日まで
適用利率付利期間	2020年9月30日まで

ただし、次の保険種類を除きます。

- ・ 予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）
- ・ 定額払済保険または定額払済年金保険への変更もしくは年金支払開始日の繰下げを行っていない最低保証付変額保険
- ・ 払済保険、延長保険または自動延長保険への変更を行っていない変額保険（終身型）および変額保険（有期型）

3. 保険契約の更新に関する取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響により、お客さまから更新手続きが困難とのお申し出があった場合、更新の手続き期限を超える場合であっても柔軟に対応します。

4. 保険金・給付金、契約者貸付金等のお支払い

お客さまからのお申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いを実施します。

5. 保険金・給付金のお支払いに関する取扱い

新型コロナウイルス感染症に起因して、医師の指示により医療機関に入院された場合やお亡くなりになった場合、検査により陽性と判定されたかどうかにかかわらず、疾病入院給付金・死亡保険金のお支払い対象になります。

6. Vitality 健康プログラムに関する取扱い^{※1}

a. 健康診断・予防

当初予定されていた日程での受診が困難となった場合、後日あらためて健康診断・予防を受診された結果を、当初予定されていた日に受診されたものとして取り扱います^{※2}。

b. その他 Vitality ポイント獲得・特典（リワード）の利用

ご利用のフィットネスジム店舗の一時休業や各自治体による外出自粛要請等により、運動ポイントをはじめとした Vitality ポイントの獲得や特典（リワード）のご利用において影響を受けている事項がございましたら、Vitality サービスセンターまでお問い合わせください。

※1 2020年3月中の暫定的な取扱いであり、今後の状況に応じて、取扱いの延長・変更・追加等を行う場合があります。

※2 ご提出方法の詳細は Vitality 会員あてメールおよび Vitality 会員専用アプリ内の新着情報掲示板でご案内しています。ご不明点等ございましたら Vitality サービスセンターまでお問い合わせください。

7. 商品付帯サービスについて

住友生命の所定の商品^{※3}の契約者・被保険者およびそのご家族にご利用いただくことができる「スミセイ健康相談ダイヤル」^{※4}において、新型コロナウイルス感染症に関するご相談も承っています。ドクターやヘルスカウンセラー（保健師・看護師等）が、24時間年中無休で対応します。

※3 このサービスの利用対象商品は、5年ごと利差配当付新終身保険〔Wステージ〕、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立（終身）保険〔ライブワン・Qパック〕、特約組立型保険〔プライムフィット〕、5年ごと利差配当付医療（定期・終身）保険〔ドクターGO〕です。

※4 業務委託先であるティーパック株式会社が提供するサービスであり、住友生命の提供する保険またはサービスではありません。

ご利用に当たっての連絡先については、保険証券に同封の「契約内容のご説明」をご確認ください。また、お電話いただく際には、お手元に保険証券をご準備ください。

(ご参考) ティーパック株式会社の対応方針

厚生労働省より各都道府県衛生主管部に向けた方針を確認し、新型コロナウイルス感染症に関する相談対応を行っています。新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義にあてはまるものは、「帰国者・接触者相談センター」を案内しています。また、新型コロナウイルス感染症の全容が解明されていないため、厚生労働省や国立感染症研究所のガイドラインに沿った回答となります。

8. 提携保険会社商品について

a. 損害保険契約に関する取扱い

新型コロナウイルス感染症によりご契約者さまが影響^{※5}を受けられた場合、三井住友海上火災株式会社の定める取扱いにて対応します。「継続契約の締結手続き」「保険料のお支払い」に一定期間の猶予措置を設ける等の特別措置があります。

※5 ご契約者さまが新型コロナウイルスに感染したといった直接的な影響だけでなく、感染疑義(感染者との濃厚接触)に伴い自宅待機される場合や感染防止を目的として代理店との対面をご希望されない場合、ご契約の代理店が休業や業務縮小、対面募集を自粛している場合などにより、通常のご契約手続きが困難となるような間接的な影響を受けられた場合を含みます。

<特別措置の内容>

継続契約の締結手続きの猶予	継続契約の締結手続きについて、2020年3月13日から最長2か月後の末日(2020年5月31日)まで猶予できるものとします。
保険料払込の猶予	保険料の払い込みについて、2020年3月13日から最長2か月後の末日(2020年5月31日)まで猶予できるものとします。

b. 提携生命保険会社商品に関する取扱い

住友生命にて取扱いのエヌエヌ生命保険株式会社商品・ソニー生命保険株式会社商品につきましては、各社の定める取扱いにて対応します。詳細につきましては、各社にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

【生命保険に関するお問い合わせ】

- ・スミセイコールセンター（フリーダイヤル）0120-307506

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後6時

土曜日 午前9時～午後5時（日曜・祝日、12/31～1/3を除く）

※「1. 保険料払込猶予期間の延長」、「2. 契約者貸付利率の減免」、「3. 保険契約の更新に関する取扱い」、「4. 保険金・給付金、契約者貸付金等のお支払い」、「5. 保険金・給付金のお支払いに関する取扱い」については、こちらにお問い合わせください。

【Vitality 健康プログラムに関するお問い合わせ】

- ・Vitality サービスセンター（フリーダイヤル）0120-307864

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後6時

土曜日 午前9時～午後5時（日曜・祝日、12/31～1/3を除く）

※「6. Vitality 健康プログラムに関する取扱い」については、こちらにお問い合わせください。

【損害保険に関するお問い合わせ】

三井住友海上火災保険株式会社

- ・お客さまデスク（フリーダイヤル）0120-632-277

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後8時

土日・祝日 午前9時～午後5時

【提携生命保険会社商品に関するお問い合わせ】

エヌエヌ生命保険株式会社

- ・エヌエヌ生命サービスセンター（フリーダイヤル）0120-521-513

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時（土日・祝日、12/31～1/3を除く）

ソニー生命保険株式会社

- ・カスタマーセンター（フリーダイヤル）0120-158-821

受付時間 午前9時～午後5時30分（ゴールデンウィーク、年末年始を除く）

以上

※今後の新型コロナウイルス感染症に関する対応状況については、適宜、ホームページにてお知らせします。